

日蓮聖人の報恩觀をしめす遺文

星 光 諭 編

二二 十法界明因果鈔(文応元年) 39歳

嫌二乗戒者非嫌二乘所持五戒・八戒・十戒・十善戒・二百五十戒等。彼戒菩薩可持。但嫌二乗心念也。夫以持戒為報父母・師憎・國王・主君・一切衆生・三宝恩也。父母養育之恩深。一切衆生互相助恩重。國王以正法治世自他安穩也。依此修善恩重。主君亦蒙彼恩養父母・妻子・眷屬・所従・牛馬等。設雖不爾顧一身等恩是重。師亦閉邪道趣正道等恩是深。仏恩不及言。如是無量恩分有之。而二乗此等報恩皆缺。故一念起二乗之心過十惡五逆。一念起菩薩之心起一切諸仏之後心之功德也。

定遺一八一頁

二八 四恩鈔(弘長二年) 41歳

されば此謔言の人、国主こそ我身には恩深き人にはをわしまし候らめ。仏法を習身には必四恩を報すべきに候か。四恩者、心地

觀經云、一には一切衆生の恩、一切衆生なくば衆生無辺誓願度の願を發し難し。又惡人無して菩薩に留難をなさずば、いかでか功德をば増長せしめ候べき。二には父母の恩、六道に生を受けるに必父母あり。∴今生の父母は我を生て法華經を信ずる身となせり。∴恩重きは今の某が父母歟。三には國王の恩、天の三光に身をあたため、地の五穀に神を養ふこと皆是國王の恩也。其上、今度法華經を信じ、今度生死を離るべき国主に値奉れり。争か少分の怨に依ておろかに思ひ奉るべきや。四には三宝の恩。∴末代の凡夫、三宝の恩を蒙て三宝の恩を報ぜず。いかにしてか仏道を成ぜん。然に心地觀經・梵網經等には仏法を學し円頓の戒を受ん人は必四恩を報ずべしと見えたり。

定遺三三七ノ九頁

三八 南条兵衛七郎殿御書(文永元年) 43歳

法華經の第二云今此三界皆是我有。其中衆生悉是吾子。而今此処多諸患難。唯我一人能為救護。雖復教詔而不信受等云云。此文の心は釈迦如来は此等衆生には親也、師也、主也。我等衆生のためには阿弥陀仏・薬師仏等は主にてはましませども、親と師とはましまさず。ひとり三徳をかねて恩ふかき仏は釈迦一仏にかぎりたてまつる。親も親にこそよれ、釈尊ほどの親。師も師にこそよれ、主も主にこそよれ、釈尊ほどの師主はありがたくこそはべれ。この親と師と主との仰をそむかんもの、天神地祇にすてられたてまつらざらんや。不孝第一の者也。

定遺三二〇頁

四〇 女人成仏鈔(文永二年) 44歳

我等衆生、三界二十五有のちまたに輪回せし事、鳥の林に移るが如く、死しては生じ、生じては死し、車の場に回るが如く、始め終りもなく、死し生ずる悪業深重の衆生也。爰を以て心地観經云、有情輪回生六道、猶如車輪無始終、或為父母、為男女、生生世世互有恩等云云。…如是いたづらに命を捨るところの骸骨は毗富羅山よりも多し。恩愛あわれみの涙は四大海の水よりも多けれども、仏法の為には一骨をもなげ(投)ず。

定遺三三三頁

四三 聖惠問答鈔(文永二年) 44歳

普天の下に生れて三光の恩を蒙りながら、誠に日月星宿を破する事尤有恐。

定遺三四四頁

我釈尊の遺法を学び、仏法に肩を入しより已來、知恩をもって

最し、報恩をもって前とす。世に四恩あり。知之人倫となづけ、不知畜生とす。予父母の後世を助け、國家の恩徳を報ぜんと思が故に、身命を捨る事敢て他事にあらず、唯知恩を旨とする計也。先汝目をふさぎ、心を静めて道理を思へ。我は善道を知ながら、親と主との悪道にかゝらんを諫めざらんや。…争か恩を蒙る人の悪道におちん事を歎かざらんや。

定遺三七七頁

父母の命に背て無為に入、還て父母を導くは孝の手本なる事、仏其證挺なるべし。彼淨藏・淨眼は父の妙莊嚴王外道の法に著して仏法に背き給しかども、二人の太子は父の命に背て雲雷音王仏の弟子となり、終に父を導て娑羅樹王仏と申す仏になし申されけるは、不孝の人と云べき歟。經文には乘恩入無為眞実報恩者と説て、今生の恩愛をば皆すて、仏法の実の道に入る、是實に恩をしれる人也と見えたり。又主君の深き事汝よりも能しれり。汝若知恩の望あらば深く諫め強て奏せよ。

定遺三七九頁

四九 安国論御勅由來(文永五年) 47歳

日蓮見世間体粗勸一切經、御祈請無驗遷増長凶惡之由、道理文証得之了。終無止造作勸文一通、其名号立正安国論。文応元年庚申七月十六日辰時付屋戸野入道奏進申古最明寺入道殿了。此偏為報国土恩也。

定遺四二二頁

五一 宿屋入道再御狀(文永五年) 47歳

若又萬一他国之兵襲此国○出来、知而不奏之失偏可懸貴辺。学仏法之法捨於身命為報国恩也。全非為自身。

定遺四二五頁

七六 善無畏三藏鈔（文永七年）49歳

我等が父母世尊は主師親三徳を備て、一切の仏に擯出せられたる我等を、唯我一人能為救護とはげませ給ふ。其恩大海よりも深し、其恩大地よりも厚し、其恩虚空よりも広し。二ツの眼をぬいて仏前に空の星の数備ふとも、…此仏の一分の御恩を報し尽しがたし。

定遺四七〇頁

諸經・諸論・諸宗の失を弁る事は虚空蔵菩薩の御利生、本師道善御房の御恩なるべし。龜魚すら恩を報ずる事あり、何況人倫をや。此恩を報ぜんが為に清澄山に於て仏法を弘め、道善御房を導き奉んと欲す。

定遺四七三〇四頁

忠言逆耳良藥苦口と申事は是也。今既に日蓮師の恩を報ず。定て仏神納受し給はん歟。各々此由を道善房に申聞せ給ふべし。仮令強言なれども、人をたすくれば笑語・軟語なるべし。

定遺四七六頁

九一 佐渡御勘氣鈔（文永八年）50歳

本より学文し候し事は仏教をきはめて仏になり、恩ある人をもたすけんと思ふ。

定遺五一〇頁

九八 開目鈔（文永九年）51歳

此等の賢聖の人々（儒家）は聖人なりといえども、過去をしろざること凡夫の背をみず、未来をかがみざること盲人の前をみざるがごとし。…過去未来をしろざれば父母・主君・師匠の後世をもたすけず、不知恩の者なり。まことの賢聖にあらず。

定遺五三六頁

孝と申者高也。夫天高ども孝よりも高からず。又孝者厚也。地あつけれども孝よりは厚からず。聖賢の二類は孝家よりいでたり。何況や仏法を学せん人、知恩報恩なかるべしや。仏弟子は必四恩をしつて知恩報恩ほうずべし。

定遺五四四頁

舍利弗・迦葉等の大聖は…法華經の不死の良藥をなめて…仏になるべしと許さる…いかでか此の經の重恩をばほうぜざらん。若ほうぜざれば彼々の賢人にもをとりにて、不知恩の畜生なるべし。毛宝が龜はあを（換）の恩をわすれず、昆明池の大魚は命の恩ほうぜんと明珠を夜中にさくげたり。畜生猶恩をほうず。何況大聖をや。

定遺五六一〇二頁

天台宗より外の諸宗は本尊にまどえり。俱舍・成実・律宗は三十四心断結成道の釈尊を本尊とせり。天尊の太子、迷惑して我身は民の子とをもうがごとし。華嚴宗・真言宗・三論宗・法相宗等の四宗は大乗の宗なり。法相・三論は勝応身ににたる仏を本尊とす。天王の太子、我が父は侍とをもうがごとし。華嚴宗・真言宗は釈尊を下して盧舍那、大日等を本尊と定。天子たる父を下て種姓もなき者法王のごとくなるにつけり。浄土宗は釈迦の分身の阿弥陀仏を有縁の仏とをも（思）て、教主をすてたり。禪宗は下賤の者一分の徳あてて父母をさぐるがごとし。仏をさげ経を下す。此皆本尊に迷。例せば三皇以前に父をしろざらず、人皆禽獸に同ぜしがごとし。寿量品をしろざる諸宗の者畜同。不知恩の者なり。

一一三 祈禱鈔(文永九年) 51歳

信解品云 世尊大恩。以希有事憐愍教化利益我等。…此経文は四大声聞譬諭品を聴聞して仏になるべき由を心得て、仏と法華経の恩の報じがたき事を説けり。されば二乗の御為には此経を行ずる者をば、父母よりも愛子よりも両親よりも身命よりも大事にこそおぼしめすらめ。

定遺六六七〜八

一切菩薩並に凡夫は仏にならんがために、四十余年の経経を無量劫が間行ぜしかども、仏に成る事なかりき。而を法華経を行じて仏と成て今十方世界におはします。…輪王を万民の仰が如、仰がれさせ給は法華経の恩徳にあらずや。定遺六六九〜七〇頁

帝釈梵天などは仏におくれ奉て一月一時にもすぎず。わずかの間にいかでか仏前の御誓並に自身成仏の御経の恩をばわすれて、法華経の行者をば捨させ給べき、などと思つらぬればたのもしき事なり。

定遺六七二頁

(提婆達多は) 法華経にして天王如来とならせ給けるにこそ不思議に尊けれ。提婆達多、仏になり給はば、語らはれし所の無量の悪人、一業所感なれば皆無間地獄の苦ははなれぬらん。是偏に法華経の恩徳也。

定遺六七五頁

二乘人天等ことごとく法華経を聴聞して仏の恩徳心肝にそみ

て、身命をも法華経の御ために投て、仏に見せまいらせんと思に…仏の御年満八十と申せし二月十五日…一切衆生の父母主君師匠死なんとす。なんど申すこえひびきしかば、身の毛のいよ立つのみならず涙を流す。なんだをながすのみならず、頭をたゞき胸をさへ音も惜まず叫びし…是偏に法華経にして仏になりしかば、仏の恩の報じがたき故なり。

定遺六七八頁

正像既に過ぬれば持戒は市の中の虎の如し、智者は鱗角よりも希ならん。月を待までは燈を憑べし。宝珠のなき処には金銀も宝なり。白鳥の恩をば黒鳥に報ずべし。聖僧の恩をば凡僧に報ずべし。とくとく利生をさづけ給へと強盛に申ならば、いかでか祈のかなわざるべき。

定遺六七九〜八〇頁

一六二 富木殿御返事(文永十二年) 54歳

此は又、齡九旬にいたれる悲母の、愛子にこれをまいらせさせ給る。我と老眼をしほり、身命を尽せり。我子の身として此帷の恩かたしとをぼしてつかかわせるか。日蓮又はうじがたし。

定遺八六〇頁

一六四 新尼御前御返事(文永十二年) 54歳

領家はいつわりをろかにて或時は信じ、或時はやぶる不定なりしが、日蓮御勘気を蒙し時すでに法華経をすて給き。日蓮先よりけさんのついでごとに難信難解と申せしはこれなり。日蓮が重恩の人なれば扶たてまつらんために、此の御本尊をわたり奉らば十羅刹定て偏頗の法師とをぼしめされなん。

定遺八六九頁

一七三 王舎城事(文永十二年) 54歳

一切の事は父母にそむき、国王にしたがはざれば、不孝の者に
して天のせめをかうふる。ただし法華経のかたきになりぬれば、
父母国主の事をも用いざるが孝養ともなり、国の恩を報ずるにて
候。されば日蓮は此経文を見候しかば、父母手をすり(擦)てせ
い(制)しかども、師にて候し人かんどうせしかども、鎌倉殿の
御勤氣を二度までかほり、すでに頸となりしかどもついにをそれ
ずして候へば、今は日本國の人々も道理かと申へんもあるやら
ん。日本國に国主・父母・師匠の申事をせずして、ついに天のた
すけをかほる人は、日蓮より外は出しがたくや候はんずらん。

定遺九一七頁

一七四 兄弟鈔(文永十二年) 54歳

一切はをやに随べきにてこそ候へども、仏になる道は随ぬが孝
養の本にて候か。されば心地廻経には孝養の本をとかせ給には、
棄恩入無為真実報恩者等云云。言はまことの道に入には、父母の
心に随ずして家を出て仏になるが、まことの恩をほうずるにては
あるなり。

定遺九二八頁

一七五 法蓮鈔(建治元年) 54歳

いまだ是程に法華経の故に諸人に悪まれたる者なし。：上には
一朝の威を恐れ、下には萬民の嘲を顧て、親類もとぶらはず、外
人は申に及ばず。出世の恩のみならず、世間の恩を蒙し人も諸人
の眼を恐て口をふさがんためにや、心に思はねどもしるよしを
なす。

定遺九五二頁

一七六 種種御振舞御書(建治元年) 54歳

今夜頸切れへまかるなり。この数年が間願つる事これなり。此
娑婆世界にしてきじ(雉)となりし時はたか(鷹)につかまれ、
ねずみとなりし時はねこにくらわれき。或はめ(妻)に、こ(子)
に、かたきに身を失し事大地微塵より多し。法華経の御ためには
一度失ことなし。されば日蓮貧道の身と生て、父母の孝養心にな
らず、国の恩報すべき力なし。今度頸を法華経に奉て其功德を父
母に回向せん。

定遺九六六―七

一七八 一谷入道御書(建治元年) 54歳

弘演といいし者は主、衛の懿公の肝を取て我腹を割て納めて死
にき。子讓といいし者は主の知伯が恥をすゝがんがために剣をの
みて死せしぞかし。此はたゞわづかの世間の恩をほうぜんがため
ぞかし。いわりや無量劫より己來六道に流転して仏にならざるこ
とは、法華経の御ために身ををしみ命をすてざるゆへぞかし。

定遺九九〇頁

娑婆世界は五百塵点劫より已來教主釈尊の御所領也。：又一切
衆生は釈尊の御子也。：釈迦仏も又一切衆生の親也。又此國の一
切衆生のためには教主釈尊は明師にておはするぞかし。父母を知
も師の恩也。黒白を弁も釈尊の恩也。

定遺九二二頁

阿弥陀仏は十萬億のあなたに有て、此娑婆世界には一分も縁な
し。なにと云とも故もなき也。馬に牛を合せ犬に猿をかたらひた
るが如し。但日蓮一人計此事を知りぬ。命を惜で云はずば国恩を

報せぬ上、教主釈尊の御敵となるべし。是を恐れずして有のまゝに申ならば死罪となるべし。設い死罪を免るとも流罪は疑なかるべしとは兼て知てありしかども、仏恩重が故人をばからず申ぬ。

定遺九三三〜四頁

一八〇 妙一尼御前御消息（建治元年）54歳

さどの国と申、これと申、下人一人つけられて候は、いつの世にかわすれ候べき。此恩はかへりてつかへ（仕）たつまつり候べし。

定遺一〇〇一頁

一八一 撰時抄（建治元年）54歳

日蓮が身には今生にはさせる失なし。但國をたすけんがため、生國の恩をほうぜんと申せしを、御用なからんこそ本意にあらざる。

定遺一〇四五頁

二〇〇 強仁状御返事（建治元年）54歳

只今此國為滅亡。予粗先勸此子細之間、捨棄身命為報國恩。而愚人之習尊遠蔑近歎。將又信多人捨一人歎。定遺一二三三頁

二〇二 上野殿御消息（建治元年）54歳

仏教の四恩者、一には父母の恩を報ぜよ二には国主の恩を報ぜよ、三には一切衆生の恩を報ぜよ、四には三宝の恩を報ぜよ。

定遺一二二五頁

二〇五 清澄寺大衆中（建治二年）55歳

此を申さば必日蓮が命と成べしと存知せしかども、虚空蔵菩薩の御恩をほう（報）ぜんがために、建長五年四月二十八日、安房國東條郷清澄寺道善之房持仏堂の南面にして、淨圓房と申者並に少々大衆にこれを申しはじめ。

定遺一二三四頁

領家の尼ごせんは女人なり、愚癡なれば人々のいひをど（嚇）せばさこそとまし候らめ。されども恩をしらぬ人となりて、後生に惡道に墮させ給はん事こそ、不便に候へども、又一には日蓮が父母等に恩をかをらせたる人なれば、いかにしても後生をたすけたてまつらんとこそいのり候へ。

定遺一二三五頁

二二〇 四条金吾釈迦仏供養事（建治二年）55歳

華嚴經云 不知恩者多遭横死等云云。觀仏相海經云是阿鼻因等云云。今既に孝養の志あつし。定て天も納受あらん歎。

定遺一一八六頁

父母の孝養も又彼人の御恩ぞかし。かゝる人の御内を如何なる事有ればとて、すてさせ給べきや。かれより度度すてられんずらんはいかがすべき。又いかなる命になる事なりとも、すてまいらせ給べからず。上にひきぬる經文不知恩の者は横死有と見えぬ。孝養の者は又横死不可有。

定遺一一八七頁

二二三 報恩抄（建治二年）55歳

夫老狐は塚をあとにせず。白龜は毛宝が恩をほうず。畜生すら

かくのごとし。いわうや人倫をや。されば古への賢者豫讓(讓)といひし者は剣をのみて智伯が恩にあて、こう(弘)演と申せし臣下は腹をさひて、衛の懿公が肝を入たり。いかにいわうや、仏教をならはん者の、父母・師匠・国恩をわするべしや。此の大恩をほうぜんには必ず仏法をならいきはめ、智者とならで叶べきか。譬へば衆盲をみちびかんには、生盲の身にては橋河をわたしがたし。方風を弁ざらん大舟は、諸商を導て、山にいたるべしや。仏法を習極めんとをわば、いとまあらずは叶べからず。いとまあらんとをわば、父母・師匠・国主等に随ては叶べからず。是非につけて、出離の道をわきまへざらんほどは、父母・師匠等の心に随べからず。 定遺一一九二頁

同五月の十二日にかまくら(鎌倉)をいでて、此山に入れり。これはひとへに父母の恩・師匠の恩・三宝の恩・国恩をほう(報)ぜんがために、身をやぶり、命をすつれ。 定遺二二三九頁

三四五 四条金吾殿御返事(建治三年) 56歳
我身と申、をや(親)・類親と申、かたがた御内に不便といはれまいらせて候大恩の主なる上、すぎに日蓮が御かんきの時、日本一同にくむ事なれば、弟子等も或は所領ををくかたよりめされしかば、又方々の人々も或は御内々をいだし、或は所領ををい(追)なんどせしに、其御内になに事もなかりしは御身にはゆゆしき大恩と見へ候。このうへはたとひ一分の御恩なくとも、うらみまいらせ給べき主にはあらず。それにかさねたる御恩を申、所領をきはせ給事、御とがにあらずや。 定遺一三〇二頁

二四七 下山御消息(建治三年) 56歳
国恩を報ぜんがために三度までは諫曉すべし。用ずば山林に身を隠さんとおもひし也。 定遺一三三五頁

二八六 華菓成就御書(弘安元年) 57歳
日蓮法華經の行者となつて、善惡につけて日蓮房日蓮房とうたはるる此御恩、さながら故師匠道善房の故にあらずや。日蓮は草木の如く、師匠は大地の如し。∴日蓮法華經を弘る功德は必ず道善房の身に帰すべし。 定遺一五〇〇頁

三〇二 千日尼御前御返事(弘安元年) 57歳
しかるに日蓮はうけがたくして人身をうけ、値がたくして仏法に値奉る。一切の仏法の中に法華經に値まいらせて候。其恩徳ををへば父母の恩・国主の恩・一切衆生の恩なり。∴其中悲母の大恩ことにほうじがたし。此を報ぜんとをもうに外典の三墳・五典・孝經等によつて報ぜんとをへば、現在をやしないて後生をたすけがたし。身をやしない魂をたすけず。内典仏法に入て五千七千余卷小乘大乘は、女人成仏かたければ悲母の恩報がたし。小乗は女人成仏一向に許れず。大乘經は或は成仏、或は往生を許たるやうなれども仏の仮言にて実事なし。但法華經計こそ女人成仏、悲母の恩を報する実の報恩經にては候へと見候しかば、悲母の恩を報ぜんために此經の題目を一切の女人に唱へさせんと願す。 定遺一五四二頁

三〇七 本尊問答鈔(弘安元年) 57歳

日蓮がいさめを御用なくて、真言の悪法を以て大蒙古國を調伏せられば、日本國還て調伏せられなむ。選著於本人と説けりと申也。然則罰を以て利生を思に、法華經にすぎたる仏になる大道はなかるべき也。現世の祈禱兵衛佐殿、法華經を誦誦する現証也。此道理を存せる事は父母と師匠との御恩なれ。

定遺一五八五頁

三三〇 上野殿御返事 (弘安二年) 58歳

提婆品を案ずるに提婆は釈迦如来の昔の師なり。昔の師は今の弟子なり。今の弟子はむかしの師なり。古今能所不二にして法華の深意をあらわす。されば悪逆の達多には慈悲の釈迦如来、師となり、愚癡の竜女には智慧の文殊、師となり、文殊・釈迦如来にも日蓮をとり奉るべからざる歟。日本國の男は提婆のごとく、女は竜女にあひにたり。逆順ともに成仏を期すべきなり。是提婆品の意なり。次に勸持品に八十萬億那由佗の菩薩の異口同音の二十行の偈は日蓮一人よめり。：杖の難には、すでにせうぼう(少輔房)につらをうたれしかども、第五卷をもてうつ。うつ杖も第五卷、うたるべしと云經文も五卷、不思議なる未來記の經文也。：日蓮仏果をえむに争かせうぼうが恩をすつべきや。何況法華經の御恩の杖をや。かくの如く思ひつづけ候へば、感涙をさへがたし。

定遺一六三五―六頁

三六〇 秋元殿御書 (弘安三年) 59歳

結句は此國他國より責られ、自國どし打して、此國變じて無間地獄と成べし。日蓮此大なる失を兼て見し故に、与同罪の失を脱

んが為め、仏の呵責を思故、知恩報恩の為め國の恩を報ぜんと思て、國主並に一切衆生に令告知也。 定遺一七三五頁

三七四 孟蘭盆御書 (弘安三年) 59歳

目連尊者と申せし人は十界の中に声聞道の人、二百五十戒をかたく持事石のごとし。三千の威儀備てかけざる事は十五夜の月のごとし。智慧は日ににたり。神通は須弥山を十四さう(市)まき、大山をうごかせし人ぞかしたかゝる聖人だにも重報の乳母の恩ほうじがたし。あまさへ(剩)ほうぜんとせしかば大苦をまし給き。 定遺一七七三頁

三八六 刑部左衛門尉女房御返事 (弘安三年) 59歳

涅槃經に、末代惡世に不孝の者は大地微塵よりも多く、孝養の者は爪上の土よりもすくなからんと云云。今日蓮案云、此經文は殊にさもやとをばへ候。父母の御恩は今初めて事あらたに申べきには候はねども、母の御恩の事、殊に心肝に染て貫をばへ候。：母の御恩忘れがたし。胎内に九月の間の苦み、腹は鼓をはれるが如く、頸は針をさげたるが如し。：産も既に近づきて、腰はやぶれてきれぬべく、眼はぬけて天に昇るかとをばゆ。かゝる敵をうみ落しなば、大地にもふみつげ、腹をもさきて捨べきぞかし。さはなくして、我が苦を忍て急ぎいだきあげて血をねぶり、不淨をすゝぎて胸にかきつけ、懐きかゝへて三箇年が間、嚴敷に養ふ。母の乳をのむ事、一百八十斛三升五合也。：而を親は十人の子をば養へども、子は一人の母を養ふことなし。あたゝかなる夫をば懷て臥ども、ごゑたる母の足をあたゝむる女房はなし。：仏の

云、父母は常に子を念へども、子は父母を念はず等云云。

定遺一八〇四―五頁

註法華經・結卷

四恩事、広釈云、心地観云、世間之恩其有四種。一父母恩、一切衆生互為父母、生生世々養育深故。二衆生恩、一切衆生菩薩恩處、利益衆生成仏道故。三國王恩正法治世自他修善、以依此恩行功德故。四三宝恩、常住法界引導衆生拔苦与樂致菩提故。普為報於四恩故發起清淨菩提心応受菩薩三衆淨戒。知恩報恩名持戒。

私集取要文註法華經 九〇三・九〇一頁

近代日蓮宗年表作成のために

明治大正昭和、日蓮宗関係資料収集のお願

日蓮宗は、きたるべき七百遠忌をめざして『近代日蓮宗年表』を作成刊行することになった。日蓮宗現代宗教研究所は、この年表についての編集方針をすでにきめ、宗務機構・布教行事・文献作品・宗教社会一般の四欄を中心に、およそ六〇〇ページの年表作成をめざして作業をすすめている。

本年表は、こんにちの日蓮宗を特色づけている「近代」(幕末維新から明治・大正・昭和)に時代を設定してまとめられる。そ

れは、宗学面では優陀那日輝、宗門機構・布教面では新居日薩の「面師をはじめとする先師の動きが、「日蓮宗」の呼称とあいまって、こんにちのいたる日蓮宗の、もっとも近い原点となっているからである。

これまで刊行された年表は、「日蓮宗年表」「日宗竜華年表」などがある。本年表は、これらの成果を土台とし継承しつつ作成されるが、重要項目の解説などをつけ、読み、活用し、しかも近代日蓮宗の動きを必要事項の記載にもとずいてとらえなおすことを目標とする。

目下、もっとも大切な点は、こうした近代日蓮宗の動きを示す資料がきわめて不足していることである。宗報、日蓮主義、法華などの一部は入手してあるが、この基本資料をすべてそろえておきたい。さらに明治いらい、各寺院や各地方でさまざまにとりくまれた活動を伝える資料を収集したいと考えている。日蓮宗の動きは、たんに宗務院と一部寺院のそれにとどまらず、各寺院や信徒によつてなされたものである以上、これらを可能な限り記載する方向をとりたい、先師・檀信徒の活動を伝えるもの、日蓮宗の動きを示すもの、こんにち各寺院や信者の手もとにある近代日蓮宗関係の資料、本、雑誌、パンフレット、寺史、先師事項、檀信徒の信仰譚(記録)をはじめ、宗報、日蓮宗宗報、日蓮主義、法華日宗新報、戦前までの宗制・寺院名簿などいかなるものでも収集し、年表化するとともに、これらの資料集をまとめておきたいと念じている。どうか、近代日蓮宗の動きを伝えるものがあれば、現宗研までご一報あるいはご送付願いたい。この点について心からご依頼申し上げます。